

学 則

専門学校 藤リハビリテーション学院

第 1 章 総則

（目的及び名称）

第 1 条 専門学校 藤リハビリテーション学院（以下「本学院」という）は、理学療法士法及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）に基づき、理学療法士の基礎教育に必要な知識及び技術を教授し、その徳性を養い、広く社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

（位置）

第 2 条 本学院の位置を、千葉県成田市押畑 908-1 に置く。

（課程、学科、及び修業年限並びに学生定員）

第 3 条 本学院の課程、学科、及び修業年限並びに学生定員は、次のとおりとする。

課 程	学 科	入学定員	総定員
医療専門課程	理学療法学科（4年課程）	30名	120名

（修業年限）

第 4 条 修業年限は、4年とする。

（在学年限）

第 5 条 学生は、8年を超えて在学することができない。
2. 同一学年を、通算して2年を超えて在学することはできない。

第 2 章 学年、学期及び休日

（学年）

第 6 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）

第 7 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日より 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日より翌年 3 月 31 日まで

（休業日）

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。

- 1) 日曜日
- 2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に定める日
- 3) 学院創立記念日
- 4) 季節休業 1 年を通して 10 週間の範囲で学院長が定めた日
夏季休業 8 月 13 日から 8 月 31 日迄

冬季休業 1 2月28日から翌年1月5日迄

春季休業 3月21日から3月31日迄

2. 学院長は、必要により前項の休業日を変更することができる。
3. 第1項に定めるもののほか、臨時に休業を必要とする場合は学院長がその都度定める。

第3章 入学、編入学、転学、休学、復学、退学及び除籍

（入学の時期）

第9条 入学の時期は、学年のはじめとする。

（入学資格）

第10条 本学院に入学できる者は、次の各号の要件に該当するものとする。

- 1) 高等学校を卒業した者
- 2) 通常の課程による12年の学校教育を終了した者または、通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者。
- 3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の定めるところにより、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

（編入学）

第11条 他の4年課程の理学療法士養成施設又は学校で、1年以上履修した者で、本学院に編入学を志願する者があるときは、学院長は欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に編入学を許可することが出来る。編入学を許可された者の既に修得した単位の取り扱い並びに在学すべき年数については、志願者の前学校における単位履修証明書と、授業要綱をもとに、教員会議を経た上で決定し、学院長が許可するものとする。

（編入学の手続き等）

第12条 第13条、第14条及び第15条の規定は編入学志願者に準用する。

（入学の出願）

第13条 本学院に入学又は編入学を志願する者は、学院長が定める期日までに、所定の願書に次に掲げる書類及び入学検定料を添えて願い出なければならない。受験に際し、配慮が必要な場合は学院に申し出ることとする。

- 1) 卒業証明書 （卒業見込の場合は入学時に提出する）
- 2) 身上調査書
- 3) 入学検定料 30,000円

（入学者の選考）

第14条 入学を志願する者に対しては、学力検査、出身学校の調査書及び面接による下記の選考を行う。

- 1) 指定校推薦入学試験
- 2) 一般選抜入学試験
- 3) 総合型選抜入学試験

（入学の手続き及び入学等の許可）

第15条 第14条の選考により合格した者は、学院長が定める期日までに次に掲げる書類の提出及び入学金等諸経費を納入しなければならない。

- 1) 誓約書
- 2) 身元保証書
- 3) 入学金 300,000 円
 授業料 800,000 円
 実習費 200,000 円
 施設管理費 100,000 円

2. 学院長は、手続きを完了した者に対し、入学又は編入学を許可する。

（休学）

第16条 学生は、次の場合、学院所定の書式に、理由、本人と保護者の署名、捺印、提出した日付を記入し、関係書類を添えて、学院長に願い出、許可を得た場合は、休学することができる。

- 1) 病気のため引き続き1ヵ月以上就学不能のときで、医師の診断書を添えた場合。
- 2) その他、特別な理由があるとき。

第17条 第16条の補則を次のように定める。

- 1) 前条の休学期間は、在学期間に算入しない。
- 2) 休学期間中にその理由が消滅した場合は、復学の許可を願い出ることができる。
- 3) 休学期間は、引き続き2年を超えることができない。
- 4) 学院長は、病気その他の理由により、就学することが不相当と認められる者に対して休学を命ずることができる。

（休学期間の延長）

第18条 休学期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、特別な理由がある場合は、学院長はその期間の延長を許可することができる。

（復学）

第19条 休学期間満了の場合、又は休学期間内であっても、その理由が消滅した場合で復学しようとするときには、学院所定の書式に、理由、本人と保護者の署名、捺印、提出した日付を記入し、学院長に願い出て、許可を受けなければならない。

2. 復学の日付は、学院長が復学届けを受け取り、許可した日とする。

(退学)

第20条 学生が退学しようとするときは、学院所定の書式に、理由、本人と保護者の署名、捺印、提出した日付を記入し、学院長に願い出て、許可を受けなければならない。

2. 退学の日付は、学院長が退学届けを受け取り、許可した日とする。

(転学)

第21条 学生が他の理学療法士養成施設又は学校に転学を志願しようとするときは、院所定の書式に、理由、本人と保護者の署名、捺印、提出した日付を記入し学院長に願い出て、許可を受けなければならない。

2. 転学の日付は、学院長が転学届けを受け取り、許可した日とする。

(各日付)

第22条 休学、退学に関しては学院長が学生からの届出を受理した日からとする。

また、他の届出に関しては、学院長からの許可が下りた日を届出の有効日とする。

(本学院の命ずる退学)

第23条 学院長は、次の各号の要件に該当する者に対して、学院運営会議の議を経て退学を命ずることができる。

- 1) 正当な理由がなく、欠席が長期に続く者
- 2) 成業の見込みがないと認められる者
- 3) 第5条に規定する期間を超えた者
- 4) 第11条の規定により編入学した者であって、定められた在学すべき年数を超えて在学する者。
- 5) 本学院学生として、不相当と認められる者。
- 6) 授業料を納期までに納付せず、かつ、督促しても納付しない者。

(除籍)

第24条 学院長は、次の各号の要件に該当する者を、学院運営会議の議を経て、除籍することができる。

- 1) 死亡の届け出のあった者
- 2) 行方不明の届け出のあった者

第4章 教育課程

(授業科目及び単位数)

第25条 授業科目を分けて、基礎科目、専門基礎科目、専門科目とする。

2. 本学院における授業科目及び単位数は別表のとおりとする。
3. 授業は、講義、実習若しくは実技等により行うものとする。

(単位計算方法)

- 第26条 講義については15時間、実習若しくは実技については45時間をもって1単位とする。
2. 教育上必要と認められる場合は、講義については30時間、実習若しくは実技については30時間をもって1単位とすることができる。
 3. 授業時間は、45分を1時間と換算する。

(授業科目の評価及び単位の認定)

- 第27条 授業科目の評価は、別に定める規定による。
2. 学院長は各科目の学科試験の合格者に対して所定の単位を与える。
 3. 病気その他やむを得ない事由により、試験を受けることができなかった者、又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。
 4. 出席時間数が学則に定める授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目について単位の認定を受ける資格を失う。

(既修得単位の認定)

- 第28条 大学、短期大学、高等専門学校、専門士を取得できる専修学校を卒業または退学し、新たに本学院に入学した者の既修得単位については、学生からの希望があった場合に、入学前に単位履修証明書と授業要綱を添えて、届け出た後、成績認定会議の議を経て、本学院において修得したものとみなし単位を認定することができる。
2. 前項に規定する既修得単位については、編入学の場合を除き、20単位を越えない範囲で認めることができる。
 3. 既修得単位の認定に関する事項は別に定める。

第5章 進級及び卒業

(進級及び卒業)

- 第29条 学院長は、学院運営会議の議を経て、当該学年の指定する単位を修得した者を進級させ、第27条に定める授業科目の単位認定を受けた者に対し、卒業を認定する。
2. 学院長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。
 3. 欠席日数が各学年の出席すべき日数の3分の1を越えた者は進級又は卒業できない。
 4. 欠席日数が各学年の出席すべき日数の3分の1以内であっても、各学科及び実にかかわる出席時間数が学則に定める時間数に満たない者については再履修しない限り進級又は卒業を認めない。

(称号の授与)

- 第30条 第29条の規定により医療専門課程理学療法学科を修了した者には、高度専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

(資格の取得)

第31条 本学院を卒業した者は、理学療法士国家試験の受験資格が与えられる。

(留年)

第32条 第29条における進級又は卒業をすることができなかった者は、現学年に留まり現学年における単位未修得科目を再履修しなければならない。

第6章 賞罰

(表彰)

第33条 学院長は、表彰に値する行為を行った学生を表彰することができる。

(懲戒)

第34条 本学院の規則もしくは学院長の命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、所定の手続きによって懲戒する。

2. 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3. 停学が引き続き3ヵ月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない

第7章 健康管理

(健康管理)

第35条 学院長は、学生に対して年1回以上の健康診断を実施する。

第8章 入学検定料、入学金及び授業料

(入学検定料等の額)

第36条 入学又は編入学を志望する者は、入学検定料を納めなければならない。

2. 入学又は編入学を許可された者は、入学金及び授業料を納めなければならない。

ただし、授業料は別に定めるところにより、学院長の許可を得て分納することができる。

第37条 入学検定料、入学金及び授業料等の額は次のとおりとする。

- | | |
|----------|-----------|
| 1) 入学検定料 | 30,000 円 |
| 2) 入学金 | 300,000 円 |
| 3) 授業料 | 800,000 円 |
| 4) 実習費 | 200,000 円 |
| 5) 施設管理費 | 100,000 円 |

（授業料の特例）

第 38 条 学院長は、突発的理由により授業料を納付することが困難であると認められかつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者については、本人の願い出により、授業料の分納を認める。

（休学の場合の授業料）

第 39 条 学生が休学を許可され、又は、休学を命ぜられた場合においても、学費は納めなければならない。
ただし、休学期間に該当する翌学期の学費は減免する。

（退学、停学の場合の授業料）

第 40 条 学生が退学を許可され、又は退学を命ぜられた者から希望があった場合には、既納の学費は、退学日の該当翌学期からの学費を返還することができる。
2. 停学を命ぜられた場合も、その期の学費は納めなければならない。

（入学検定料、入学金及び授業料の還付）

第 41 条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、原則返還しない。
ただし、入学手続きを完了した者で、その年度の 3 月 31 日午後 5 時までに入学辞退届(様式は自由)を提出し、授業料の返還を申し出た者には、入学検定料、入学金を除く、授業料を返還する。

（実習費等）

第 42 条 実習費、教材費(教科書代、白衣代)等は、学生が実費相当を負担するものとする。

第 9 章 職員組織及び運営

（職員）

第 43 条 本学院には、次の職員をおく。

学院長	1 名
副学院長	1 名
専任教員	6 名以上
講師	35 名以上
事務職員	3 名
健康管理医	1 名

ただし、学院長は健康管理医を、副学院長は専任教員を兼ねることができる。

（組織及び運営）

第 44 条 学院長は、理事長が理事会の承認を得て任命する。
2. 副学院長、事務長及び学科主任は理事長の承認を得て学院長が任命する。

3. その他の職員については、学院長が任命する。

第45条 本学院の組織及び運営については、前2条によるほか、学院長が別に定めるところによる。

（運営会議）

第46条 本学院の運営に関する重要事項を調査、審議するため、学院長の諮問機関として、学院運営会議を置く。

2. 学院運営会議に関する事項は、学院長が別に定める。

第10章 雑則

第47条 本学則に定めるもののほか、必要な事項については学院長が別に細則として定める。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

ただし、平成5年度の第1、2学年に在籍した者については厳正な審査を行い平成6年度第2、3学年に編入するものとする。

附 則

この学則は、平成8年12月4日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、第30条の規定は平成18年3月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年5月1日から施行する。

専門学校 藤リハビリテーション学院 細則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、藤リハビリテーション学院学則に定めるもののほか、理学療法学科の課程の履修及び試験に関し必要な事項について定める。

第2章 教育課程の認定

（教育課程）

第2条 各学年の教育課程は別表（カリキュラム表）のとおりとする。

（授業科目の公示）

第3条 各学年の授業科目及び担当教官は、原則としてその学年の始めに公示するものとする。

（出席すべき授業時間数）

第4条 学生は授業科目ごとの学則に定められた授業時間数の3分の2以上に出席しなければならない。

2. 実習に関しては学則で定められた授業時間数の全てに出席することを原則とする。やむを得ない事情により欠席する場合は、事前に（やむを得ない場合には、事後すみやかに）学院及び実習指導者にその旨を連絡し、欠席届けを提出する。実習の課題修了のために補習が必要と認められた場合には補習を行うことがある。

（遅刻と早退）

第5条 遅刻については出席点呼時に在席しない者を遅刻とする。但し、30分以上の遅刻は欠席として扱う。また、早退についても30分以前の早退は欠席とする。

2. 遅刻及び早退は3回をもって、その科目の1時限の欠席として扱う。
3. 実習に関しては遅刻及び早退3回をもって1日の欠席として扱う。

第3章 試験・留年・卒業要件

（受験資格）

第6条 各授業科目の出席時間数が学則に定められた授業時間数3分の2に満たない者は原則としてその科目の受験資格を失い、不合格科目となる。

（試験期日）

第7条 定期試験は各学年で定めた試験期間に行う。この他臨時に試験を行うこともある。

(追試験・再試験)

第8条 病気、忌引、その他やむを得ない事情のため試験を受けられない場合には、診断書あるいは理由書を提出する。必要と認められる者については追試験を

行う。必要書類を提出しない者、及び理由が妥当と認められない者については追試験は行わない。

2. 試験の結果不合格となった者については再試験を行う。
3. 追試験及び再試験の受験は1科目につき1回とする。
4. 再試験の受験に際しては、試験料として1科目につき金式千円也を指定日までに本校事務に納入するものとする。指定日までに納入されない場合には受験資格を失う。

(成績)

第9条 成績については学年末に成績通知を交付する。

2. 成績の評価は

優 (A) : 100～80点、

良 (B) : 79～70点、

可 (C) : 69～60点、

不可 (D) : 60点未満 とする。

優 (A)、良 (B)、可 (C) を合格、不可 (D) を不合格とする。

ただし、出席状況やレポート等により評価をする場合は、合格と不可の2段階とすることがある。

3. 実習の評価は前項に準ずる。
4. 追試験及び再試験の成績評価については60点以上とし、合格した場合全てを可 (C) とし、不合格を不可 (D) とする。
5. 各授業科目の試験を合格したものに對し、単位を認定する。

(留年：第一、二、三学年)

第10条 各学年次において、別表に定める授業科目のうち各学年に定められた必要な単位を修得できない場合、原則として次年次に進級できず留年とする。

2. 臨床実習において総合評価で不可を受けた場合には、留年することがある。
3. 上記の項目のいずれかに該当する場合でも進級判定会議において総合的にみて進級が妥当と認められた者については、条件付きで、進級させるときがある。

(卒業要件)

第11条 学生は学則で定められた総単位数124単位の認定を受けていない者は、卒業することができない。その場合、卒業延期となり、要件を満たした年度に再度、卒業判定会議にて判定を受けること。

(進級判定会議および卒業判定会議)

第12条 進級判定会議および卒業判定会議は学院長が召集し学則およびこの細則により判定を行う。

2. 進級判定会議は第一、二、三学年の3月に行う。
3. 卒業判定会議は第四学年の2月に行う。

(再履修、補習)

第13条 前条の規定により留年の決定した者はその学年にて単位未修得科目を再履修しなければならない。

2. 前条の規定により卒業延期の決定した者は、単位未修得科目を再履修しなければならない。

第4章 遅刻・欠席・早退の届出義務

(届出義務)

第14条 やむをえない理由により遅刻・欠席・早退をする場合には、事前あるいは事後速やかに教務若しくは事務に届出をしなければならない。

第5章 褒賞

第15条 成績優秀者並びに皆勤者で他に模範となる者を褒賞する。

第6章 交通機関の障害による授業の取扱い

第16条 JR東日本かつ、京成電鉄がストライキを実施し、午前7時現在未解決の場合には当日の授業を中止する。

2. 天候の影響などで交通機関が遅延している場合は、各機関で発行された遅延証明書を添えて、届け出た場合、遅刻や欠席の扱いとはしない。

第7章 感染症の発生時における授業の取扱い

第17条 法定伝染病、感染力の強い疾病の発生が見られた場合、県、保健所への報告と共に、感染拡大を防ぐために、休校する場合がある。

第8章 忌引き

第18条 忌引きによる欠席は授業時間数に算入しない。

- 1) 両親・・・・・・・・7日
- 2) 子・・・・・・・・7日
- 3) 配偶者・・・・・・・・7日
- 4) 祖父母・・・・・・・・3日
- 5) 兄弟・・・・・・・・3日
- 6) 孫・・・・・・・・3日
- 7) 叔父(伯父)、叔母(伯母)・・・・3日

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

ただし、平成5年度の第1、2学年に在籍した者については厳正な審査を行い平成6年度第2、3学年に編入するものとする。

附 則

この学則は、平成8年12月4日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年5月1日から施行する。